



正校
地方落穂集
十一
十二

7保3
955
6

7 3
955
6



3 保 門
9 1 1
7

同會

攻印

校正地方落穂集卷之十一

目錄

- 一 論^{ロレ}所^ゴ地^ヂ押^{オシ}申^{マシ}付^{ツケ}られ^レし^テ手^テ代^ト勘^カ定^サ所^ト市^チ呼^コ出^ケ之^ノ事^ヲ并^ナ請^モ書^ヒ之^ノ事^ヲ
- 一 册^{マシ}内^ノ寄^リ合^ヒて^シ市^チ渡^{ワタ}又^タ相^ア成^ス諸^{シヨ}書^{カキ}物^{モノ}請^モ取^リ認^シ方^ノ之^ノ事^ヲ
- 一 御^ゴ當^{トウ}地^ヂて^シ初^{ハツ}談^{ソウ}双^{ソウ}方^{ホウ}より^ト取^リ證^シ文^{モノ}之^ノ事^ヲ
- 一 掛^カり^テ奉^{ホウ}行^{コウ}へ^テ伺^ウふ^レべき^ニ品^{モノ}之^ノ事^ヲ
- 一 論^{ロレ}所^ゴ着^{トク}の^ノ節^{セツ}早^{ハヤ}速^{サツ}取^ルべき^ニ證^シ文^{モノ}之^ノ事^ヲ
- 一 宿^{ソク}より^ト取^リべき^ニ證^シ文^{モノ}之^ノ事^ヲ
- 一 双^{ソウ}方^{ホウ}論^ロ人^ニ共^ニへ^テ申^{マシ}渡^{ワタ}と^シ書^{カキ}付^{ツケ}之^ノ事^ヲ
- 一 吟^{イン}味^ミの^ノ節^{セツ}罷^ヒ出^スる^ル人^ニ数^{スベシ}名^ナ前^{ゼン}書^{シヨ}付^{ツケ}之^ノ事^ヲ
- 一 見^ミ今^{イマ}吟^{イン}味^ミ相^ア消^セ双^{ソウ}方^{ホウ}より^ト取^リべき^ニ證^シ文^{モノ}之^ノ事^ヲ

校正地方落穂集卷之十一

校正地方落穂集卷之十一目錄 畢

- 一 木錢飯米代請取書付認方之事
- 一 論所手入ゆしき音證文之事
- 一 市當地へ罷出る日限申渡双方證文之事
- 一 論人共出府の節取る證文之事
- 一 掛り奉行へ書物差出と目錄之事
- 一 双方より前方差出せし帳面返すに即取べき書付之事
- 一 出裁許消評定所納書物入箱表書認方之事
- 一 代官より差出と飯着届の事
- 一 論所月日付心得なき品之事

校正地方落穂集卷之十一

信陽 東條耕子 截 校

○論所地押申付らるる手代中呼出の事

一 論所地改めとして手代遣はさるる節を兩人ツ、遣はさるるべからず尤
 代官兩人へ市勘定子頭より切紙を以て申越さるるあり文言左の通り
 申し談する儀有之市間明幾日手代一人市勘定所へ市差出し可成
 以上

月日

何之誰 印

何之誰 印

何之誰様

校正地方落穂集 卷之十一

右の通り切紙来りあり其節代官在詰ふれど留守居手代らに承り翌日手代一人差出し用向承りあり右請書左の如し

覚

地押出用ニ付誰方代官姓名より手代一人差出し小や仰付ら畏り奉り依之誰と申ス者差出し申すべく小尤来幾日誰様内寄合ニ右の者罷出用相伺ひ小や仰せ度は畏り奉り誰儀支配所へ罷越ふる留守居の者請奉申上以上

月日

何之誰手代

御勘定所

何之誰印

右の書付を其掛りの子頭衆へ差出せど其節差図はあり扱内寄合

当日會席にて見分手代兩人へ訴状その不々諸書物由りたしあきりより由り訴状答書と字し取返上と右書物請取口上書左の通り認め上る尤も書付の頁数と其度々増減の如し

覚

- 一 何國何郡何村と何村山論訴状并返答書字し取り本書を返上仕
- 一 何村より差出古水帳 何冊
- 一 何村より差出小水帳 何冊
- 一 双方より差出小松木伐株改帳 一冊
- 一 立會繪図 一枚
- 一 双方より差出小書付 一通
- 一 何村より差出小書付 一通

年月日
宛所

手代両名印

江戸にて初發取らるべき澄文の事
差上申澄文之事

- 一 私共山出入地改めの儀此度各様へ仰せ付らるれは付左の通り仰せ渡されし事
- 一 地改め申渡申宿の儀も双方とも拘りらるべき者両村相談の上相極め申すに仰渡畏り奉りし
- 一 申宿の儀少しも取繕ひ不仕置表替其外新規の儀不仕在来通致を致く旨仰せ渡され畏り奉りし
- 一 申渡申中上下とも申定の木銭下り米を申買上あられ申所有合の

- 野菜を以て一汁一菜のなり堅く仕る爲じく申若し申馳走が内した儀仕小の屹度仰せ付らるべき旨畏り奉りし
- 一 右申用中相伺ひ度儀有之申り双方申し合せ一同罷り出申上へく申万一心得違ひして一方の罷り出申とも申聞きあはれざる旨仰せ渡され畏り奉りし
- 一 申呼出しの外申用無之として双方とも申旅宿へ立入申を爲じき旨仰せ渡され畏り奉りし
- 右の通り仰せ渡され逐一承知仕り畏り奉りし万相背き申り如何様の越度より仰せ付らるべく其爲め連判証文差上申処依て如件

年月日

何国何郡何村
訴訟方 名主 誰印

宛所兩人

同國同郡何村
相手方 名主 誰 印

右の趣申し渡し清証文と取立地出立の節を前日先觸差出さる
くは付早く飯村の上宿を外とも手交へおねがうは双方申し合せて着
日よと双方ともは途中まで罷り出案内致さるべき旨申し渡し返
るべきあり

○掛り奉行へ伺ふべき品の事

何国何郡何村と山論出入地改取用奉伺小覚

地改め仕小場所より急相伺ひ申さるは叶はざる候申坐小り飛
脚を以て申上べく候

一 論外由料私領寺社領百姓へお尋ね小品并立會せ申さるべき候申坐小
り拙者共よりその村へ差紙つのはし呼出し吟味お仕り口書取り候
積り仕さるべく候

一 水帳名前お争ひ何とも落着仕らば小節と地押仕さるべく候

一 地改めの節立會繪図と場所お違の候申坐小り繪図仕直させ申
さるべく候

一 双方ともは万一狼籍の候申坐小節をとり取計らひ候仕さるべく
候

一 地改吟味の内若し出入取扱ひ申し度音願ひ候申坐小り願の通
申付拙者ども吃取扱せ出入内消仕り口証文を取り双方の者
どもあつび扱入とも召連罷り候仕さるべく候

右の通り奉伺り以上

月日

手代両名 印

右の伺書と志たより苗役衆へ内意を伺ひは差出を多し尤も見分場
所の様子より右ヶ条の外より伺ふべき品も何れも先
大畧を記し余をこれより准を乞し

右伺ひお済し上出立日限申合せ前日は先觸尤モ連名を出し翌日
發足するを乞し其日代官より手代出立の届書を勘定所へ出さる

○論所へ着の上早速取り去べき証文の事

差上申證文の事

一私共山出入地改めの儀各様へ仰せ付く事なり付地改め申用中旅宿
の儀双方構へお立申さるべき旨先達て仰せ渡されり付取

村後双方お終仕り上隣郷誰代官カ何村名主誰儀私共へ知音好身ホモ
而坐ふく且ッ此方出入は付少しもお拘り申候儀申坐ふく小間右誰方
へ宿仰せ付られりやう奉願上小其為め印形差上申候依て如件

何村

訴訟方 名主 組頭 連名 印

何村

相手方 名主 組頭 連名 印

月日

宛所手代両名

右の証文と着日案内は罷り出小場所より取り去るべきことなれども都合
より宿着の上取り去りし又双方兼て申合せ置りし取初江戸より
取置てもよし

○宿より取るべき證文の事

差上申證文の事

一何国何郡何村山出入^{ロシヨ}湊^{チヨ}地^チ改^カ用^ヨと^ト各様^{ナク}此^コ度^ド越^コえ^ルハ^リ付^キ
 双方^{シツ}より^{ヨリ}お願^{ガハシ}用^ヨ中^{ナカ}拙^{セツ}者^{シヤ}宿^{ヤド}仕^シ依^ヨ之^ノ拙^{セツ}者^{シヤ}儀^ギ双方^{シツ}村^{ムラ}方^{カタ}へ親類^{シニレイ}好身^{ヨシミ}ホ
 其外^{ソノトモ}お拘^{カウ}り^レ後^{ノチ}無^ク之^レ裁^ハの旨^{ヒト}尋^シね^ル宿^{ヤド}仕^シ坐^マす^ルへ^ド拙^{セツ}者^{シヤ}儀^ギ右^{ミダ}村^{ムラ}親^ニ
 在^ア縁^ヰ者^{シヤ}知^チ音^ネ好^コ身^シの者^ノ一切^{イツク}坐^マす^ルハ^リ尤^{モト}も^モ出^デ入^イり^レ付^キ少^シし^レ相^{カウ}拘^リり^レ儀^ギ
 坐^マす^ルハ^リ小^コ
 一^ト宿^{ヤド}中^{ナカ}宿^{ヤド}用^ヨる^ル系^{ケイ}者^{シヤ}根^ネ子^シ小^コ出^デ入^イ致^シさ^セ候^ケし^キ旨^{ヒト}仰^{オウ}せ^タ渡^ワされ^ル
 畏^{オソ}り^テ奉^{ホウ}じ^ル
 一^ト逗留^{トウリウ}中^{ナカ}朝夕^{チヨウセキ}食^{シヨク}物^{モノ}の儀^ギ当^{トウ}所^{シヨ}在^ア合^カの^ノ野^ノ菜^{サイ}を^モ以^モて^テ一^{ヒツ}汁^{シユ}一^{ヒツ}菜^{サイ}の^ノ外^{ソノトモ}何^ニも^モ
 料理^リの^ノ儀^ギし^キ儀^ギ一切^{イツク}仕^シる^ル儀^ギし^キ旨^{ヒト}仰^{オウ}せ^タ渡^ワされ^ル畏^{オソ}り^テ奉^{ホウ}じ^ル且^カ又^{マタ}勝^カ手^テ

ノ^ノ儀^ギ費^ヒが^ガ多^クし^キ儀^ギ仕^シり^レ逗留^{トウリウ}中^{ナカ}宿^{ヤド}入^イ用^ヨふ^ル申^{マシ}百姓^{ヘイコウ}方^{カタ}へ割^ワり^レ
 申^{マシ}る^ル儀^ギし^キ旨^{ヒト}仰^{オウ}せ^タ渡^ワされ^ル奉^{ホウ}じ^ル
 附^{ツキ}竿^サ取^{トリ}小^コ者^{シヤ}中^{ナカ}我^ガ授^{ジュ}が^ガ多^クし^キ儀^ギ坐^マす^ルハ^リ早^サ速^{ソク}申^{マシ}上^ウべ^ク小^コ

一拙^{セツ}者^{シヤ}儀^ギ双方^{シツ}お拘^{カウ}り^レ儀^ギ坐^マす^ルハ^リ又^{マタ}付^{ツキ}双方^{シツ}吟^{イン}味^ミの^ノ節^{セツ}々^々の^ノ場^バへ罷^マり^レ
 出^デ双方^{シツ}申^{マシ}上^ウ小^コ口^コ上^ウと^ト承^{ウケ}り^レ差^サ上^ウ小^コ書^{カキ}へ拙^{セツ}者^{シヤ}承^{ウケ}知^チ仕^シり^レ段^{ダン}奥^{ウキ}印^{イン}仕^シり^レ様^{サマ}
 仰^{オウ}せ^タ渡^ワされ^ル奉^{ホウ}じ^ル
 右^{ミダ}之^ノ通^{トウ}り^レ宿^{ヤド}御^ミ渡^ワ逐^{ツク}一^{ヒツ}承^{ウケ}知^チ奉^{ホウ}じ^ル其^ノ為^メ證^シ文^{ブン}差^サ上^ウ申^{マシ}出^デ依^ヨて^テ如^ニ件^{ケン}

何国何郡何村

宿名主 誰 印

年号月日

宛所手代兩名

右の通私共一同仰せ渡され奉畏依之双方奥書印形差上申以上

○双方論人へ申し渡り書付の事

双方へ申渡覚

一此度其村々場所地改訂用として我亦罷り越す付我亦共并々竿取小者亦へ知音好身を以て手入が爲しき後仕る爲じく小若し右体の儀之何ん於てを屹度越度申付べく且何人より内意伺ひ申し渡りハをべきふとく申し偽り金銀其外品物ハ出し小やう申小とも決して差出し申を爲しく小若し右のり差出し小段を聞へ小り屹度吟味を遂に申立越度申し付べき事

一我亦申す及々竿取小者亦金銀衣類諸道具その不々些細の品ありとも少しの内ても貸し儀一切仕る爲じく小若し賄賂が爲し

双方連名印

き後仕小り後日ま告知せしめ申立屹度申付べき事

一論所地改め及び吟味の節罷出小名主組頭百姓代の者名前銘々書付双方とも差出まぐく小尤も無用の人数一切罷出申付じく小事

一地改め吟味中双方とも諸夏を慎む狼藉が爲しを幾仕る爲じく小若しお背を理不尽の所爲らばあるに於てを理非の差別なく越度申付べき事

一論所へ罷り出小節人馬入用の儀有之小り差圖及ぶぐく小間我亦

差圖あく無用の人馬寄せ置申付じき事

一双方とも証据証跡よあるべき書物のく々持参差出まぐく小此を吟味の節差出まぐく吟味お済し小後親我亦預け置き此節見出し小念入

を申し差出まぐく取上申す小間能くお心得出し後を無之やう念入

申すべき事

附右の付巧がゆしき義有之候謂きよく滞らせし越度たぐ

を夏

一 地改め吟味の節双方とも諸夏狼藉ある候決して以るまじく若し理

不尽がゆしを義有之候とて理非の差別あり越度たぐべき事

一 我は并に竿取小者へ調へ申はれ候て叶はざる品有之候我はより

直に其品申付べく候間我は差圖あり調物一切お渡し申はれ候事

但し所は在合の品の外他所より調へ候堅く仕る候じく且又金銀

米銭衣袴諸道具其外少く品の品にては貸し候一切仕る候じき事

右之条堅くお守申はれ候べく候尤も書面の趣大小の百姓へ逸く讀ま

せ少しも違背有之候じく候以上

入付年月日

手代兩名印

何國何郡何村

名主

組頭中

百姓代

右の書面を以て仰せ渡され候趣双方大小の百姓逐一承知仕畏り奉り
右の趣少しもお背き候べく候何分の越度たぐも仰せ付ら候べく候其為
双方の請連印差上申候以上

何村

名主
組頭連名印
百姓代

何村

右口断

○吟味の節罷出人数名前書付の事

覚

何之誰知行所

何國何郡何村

名主
組頭
百姓代
誰
誰
誰
連印

何之誰知行所

國郡村連名印右同断

右此度拙者共論所見分を成地改め小節内并に吟味の節罷出
人数書面の通りは坐小双方共右の者ども村中惣代として罷出
入も差出し申すべく小為其書付差上申以上

月日

双方名主組頭連名印

私云右人数名前書の儀名主組頭とのろく百姓代を六七人も認
むべし

○見分吟味お済双方より取るべき證文之事

差上申證文の事

一此度私共論所地改め吟味中一方の呼出し吟味なきは儀
坐ふく毎度双方共は呼出し吟味有之口書幾度も積り聞は
又私共へは渡し熟と披見仕一同得心の上より印形仕吟味は成方
少しも非分なる儀は坐ふく為其連印証文差上申以上

月日

双方名主組頭百姓代連名印

宛所両名

差上申澄文之事

一私共論所地改めとして各様論地残る所なく見分改め受申然
 せども惣百姓の内残り場所も有之存り者も有之裁熟と承上合
 登くゆり仰せ渡されし付委細申聞相尋採へども双方とも先達
 て改め清小場所の外も残りし地所曾て座坐あり昔一同申上り勿
 論所吟味は付双方とも申上残りし儀少しも座坐あり此段も惣百姓
 へ申聞し処吟味の節拙者共申上り外は申上り儀一切なれなき昔一
 同申し然る上を方一改方吟味お残りしおどく申し又を申上残り
 し儀なれある段申上りその座坐ありし取上下さる儀し
 一証据澄跡にお成り書付先達て差上り外は有之ゆい差出さるべき昔
 毎度仰せ聞られしは付双方共は篤と詮義仕り処右の外一切座坐あり

然る上と双方とも此以後差出ししは取上り下はどく
 右と初談断りし付何れも右お心得罷在りへども猶又正念入らば此
 度吟味済し付相残りし儀も有之裁の昔尋採されしへども右申上
 り通りお残りし儀少しも座坐あり其双方連印証文差上申り以上

月日

双方連印

宛所兩人

差上申一札之事

一此度地改め所用は付逗留中双方拘りしなれなき者座宿はお願止宿
 ありしゆれ尤も座上下とも座定めの木銭下され飯米を当所お場を以て
 座買上り座下され座賄仕り何れも入用少しも相かり申上り
 勿論座馳走が為しき儀一切仕り

一竿取小者衆非分、爲しき儀有之ハ裁又と何品までハ相調へ代物お拂へば儀ふど有之ハ隠ハ申上成老音社仰渡承知仕ハ逗田中右の衆中少しも非分ある儀ハ坐あくり調物買上ハ儀是亦一切ハ坐あくり

右之通り少もお違ハ坐あくり爲其双方連印差上申ハ以上

月日

双方連印

宛所両名

○木錢飯米代清取書付忍方之事

清取申木錢并ハ飯米代之事

一米幾斗幾升幾合

以上下何人飯米

此代錢何貫何百何十何文 但白米一升又付何程

右を何の何月幾日より何月幾日由を幾泊り幾昏分一泊ハ一人ハ付白米五合一昏分ハ二合五勺宛の積り
一錢何貫何百何十何文
市上下何人木錢

内 何程 但市一人泊三十五文
内 何程 但市一人泊十七文
但市一人泊十七文
但市一人泊十七文

合錢何程

右を此度何郡何村山出入地改め由用として各様越あられハ付拙者双方願より宿仕ハ逗田中飯米代木錢ハ由渡し書下書面の通り儘受取申外処実正ハ坐ハ且又ハ逗留中各様あられハ下中ハ非分ある儀ハ坐あくり尤ハ馳走ハ爲しき儀一切仕ハ尺ハ万一ハ逗田中入用の由申合せ出金割ハ仕ハ後日ハお知事ハと

も如何^{イカ}やうの越度^{ヲチド}も仰せ付らるべく

一各様^{ナラビ}并^{ナラビ}は下^{シタ}るゆで返^{トウリウ}苗^{タネ}中^ノの調物^{トウモノ}あきね^ハ儀^ノ曾^{カッ}て坐^カあ^カく^ル然^シる

は方^ハ一^{ヒト}下^{シタ}るの内^ノ調物^{トウモノ}あきね^ハ代物^ノ拂^{ハラ}ひ無^ク之^ノ隠^{カク}し^テ申^マ上^ルべ

き昔^キ再^ニ应^{オウ}仰^{オウ}せ^テ関^ケら^レる^ハ何^ニも^モ賣^ウ上^ル儀^ノ坐^カあ^カく^ル以上

何国何郡何村

山宿 誰 印

宛所兩名

月日

右^{ミダリ}の通^{トウ}此^ノ度^ノ論^ロ所^ノ地^チ改^カ用^ヨ付^ケ返^{トウリウ}苗^{タネ}由^ヨ飯^イ米^{マイ}木^キ錢^{ゼン}宿^{ヤド}准^シ方^ハに^テ安^ヤし^下され^ル受^{ウケ}取^{トル}申^マ上^ル處^ノお違^{サウ}違^ワ坐^カあ^カく^ル以上

月日

宛所兩名

双方 印

○論所手入致と角^{ツノ}どき^キ昔^キ澄^{テイ}文^{モン}の事

差上申澄文之事

一拙者^{セツシャ}共^{トモ}此^ノ度^ノ出^デ入^ニ及^キび^テ論^ロ所^ノの^ノ儀^ノ各^{オノ}様^ノ見^ミ分^クの^ノ上^ノ傍^ハ示^シ抗^{コウ}ホ^ニ直^チし^テふ^スされ^ル付^ケ称^{テイ}以^テ裁^{サイ}許^{キョ}お^シ済^スり^申上^ルを^モ右^{ミダリ}論^ロ所^ノ内^ノ双^{フタ}方^ノ手^テ入^ニ仕^シら^レ必^{カナラ}論^ロ所^ノ境^ノ不^フ埒^ナの^ノ儀^ノに^テふ^スき^キや^ウ双^{フタ}方^ノ相^ア互^ニひ^キ心^ヲと^シ付^ケ申^マ上^ルを^モ昔^キ迄^キ度^ト仰^{オウ}せ^テ済^スされ^ル奉^{ホウ}畏^オり^申上^ルを^モ其^ノ印^ノ形^ノ差^サ上^ル申^マ上^ル以上

月日

宛所兩名

双方 印

○江戸へ罷出^ヒ日^ノ限^リで^テ双^{フタ}方^ノ澄^{テイ}文^{モン}の事

差上申澄文之事

一此^ノ度^ノ論^ロ所^ノ地^チ改^カ用^ヨお^シ済^スり^申上^ル江^エ戸^コ表^ノへ^テ販^バり^申上^ルを^モ付^ケ拙^{セツ}者^ノと^シも^モ屋^ヤ

敷へ罷出マカシテ候トウ後イソカ月イソカ幾日イソカ双方申合せ一汗イソカ罷出マカシテ両イソカ屋敷イソカへ届申上
小イソカ中イソカ可仕イソカ旨イソカ仰イソカせ渡イソカされ畏イソカり奉イソカり候イソカ尤イソカも罷出マカシテ人数イソカの後イソカを差イソカ圖イソカ不
さイソカれ候イソカ旨イソカ併イソカし大勢イソカ然イソカるイソカべイソカくイソカ候イソカの段イソカに仰イソカ渡イソカ承イソカ知イソカ仕イソカ右イソカ月イソカ限
申イソカ合イソカ右イソカ違イソカふイソカ罷出マカシテ申イソカをイソカへイソカくイソカ為イソカ其イソカ印イソカ形イソカ差イソカ上イソカ申イソカ以上

月日

双方印

宛所兩人

○論人共出府の節取証文之事

差上申一札の事

一拙者ども此イソカ夜イソカ論イソカ所イソカ出入イソカ付イソカ地イソカへ召イソカ出イソカ夫イソカ付イソカ江戸宿イソカの不イソカ
とイソカ各イソカ様イソカへ内イソカ縁イソカ有イソカ之イソカ不イソカ申イソカ有イソカ之イソカ決イソカて承イソカ引イソカ以イソカ候イソカ事イソカ
とイソカ候イソカ若イソカし右イソカ休イソカの者イソカ有イソカ之イソカ早イソカ速イソカに役イソカ所イソカへ届イソカけ出イソカ候イソカ旨イソカ此イソカ夜イソカ仰イソカせ

渡イソカされ奉イソカ畏イソカ此イソカ上イソカも不イソカ埒イソカの後イソカ申イソカ及イソカび候イソカ何イソカ分イソカの越イソカ度イソカも仰イソカ
せ付イソカらイソカ候イソカ為イソカ其イソカ印イソカ形イソカ差イソカ上イソカ申イソカ以上

月日

双方印

宛所兩人

差上申一札の事

一何月幾日明イソカ七イソカ時イソカまでイソカ双方イソカ申イソカ評イソカ定イソカ所イソカへ申イソカ候イソカ旨イソカ仰イソカせ候イソカ
さイソカれ奉イソカ畏イソカ右イソカ刻イソカ限イソカ違イソカふイソカ右イソカ門イソカ前イソカへ申イソカ候イソカ旨イソカ仰イソカせ候イソカ為イソカ其イソカ印イソカ形イソカ差イソカ
差上申イソカ以上

月日

双方印

宛所兩人

○掛り奉行衆へ書物差出と目録の事

覚

一何國何郡何村山出入地改吟味口書

二袋

一右日新地改繪圖面一枚

一袋

一右日新及方立會繪圖

一枚

右の通奉差上り此外書物小を拙者共手前より差置申り

一拙者共昨日幾日飯所仕り

一双方の者ども何月幾日山当地へ罷出り積りよ申坐り

以上

月日

檢使手代兩人

右の書物取揃へ掛り勘定奉行へ上り申り

○双方より前方差出帳面を返り節取り書付の事

覚

一何之誰知行何の何年申檢地帳字

一冊

一何之誰知行何の何年申檢地帳字

一冊

右の通り先達て差上置り此度申返し申り請取奉り此外差上置

り書物申坐り以上

何村

名主組頭百姓代連印

月日

右を双方より先達て差出置り書物帳面申お返し双方より別々右

の趣書付と取りし且先達て双方より書物上り節上目録申り申せ右書

物返をとき上目録引合せ返を申り

○評定所へ納り書物入箱表書認方の事

正北六藩和集 卷之十一

一 訴状返答書

一 立會繪図

一 松木伐株改帳

一 双方書付口上書共

何村書付口上書共
何村書付口上書共
内 双方連判書付
何村口上書

何國何郡何村何村 野山出入書物一件

一 地改繪図

一 地改吟味覚書

一 山裁許繪図

二通

一枚

一冊

一袋

一枚

一冊

一枚

手代兩名 印

年号月日

右を評定所由蔵へ納りあり

○ 檢使手代飯着届けの事

覚

一手代二入

一竿取二入

一雇小者二入

右を先達と申上り何国何郡何村と何村論所地改め由用とて拙者共
手代罷越不処右由用お仕舞昨幾日飯着仕外間此段由届申上り以上

月日

代官兩名 印

市勘定所

是を出立のときも此趣を以て代官より届せ出さる

右を手代見分用向の大畧と記をあり此外其出入其所其品は因て書面の取様種々次第ありし且右書付の内にて意呆の足らざる処又文言てには小前後の廢も多かるべし是を其大旨を知らざる為め方端時宜と云々ありし又右の外にも取るべき書付ありび加へべき文言品くろくべしをば臨気應變の分別ありべきことあり

○論所庄用は付心得の事

一 論所は居る内口書のうちにて肝要の口書をとりて用ひ了簡書と仕立見ざるべし然るとを取不足の口書自然と知ざるものあり右了簡の足らざる所を猶又吟味の上右不足の分の口書とて残る所あり口書取揃ひし上りて吟味仕舞し趣申し後をばきあり左あり内を吟味仕舞といふこと決して申はる儀あり右の心得ありて江戸へ罷飯り

し上り了簡書を拵へてを極めて吟味相残るものあり

一口書を其者の申し口通り書くべし文言と奇麗は致らんとして自分の作意を以て文をかざることありまきありつりふと糸を其国其処は由て言葉づらひも種々あり此方にて拵へ直してを口合の節よと閃まるとまき右の文言当人の心は合点ゆく故不審顔して早速答を以るはるあり此の如き儀は付吟味役人奉行の疑を受ることあるものあれど其者の申はるは恐むべし若し知を兼ること何と申を儀を何と申をこと由下札は恐め名主は継目判を致し取るべし育の終あること残讀きうんを口合のと知右申上り通りお違ふまき早速は答を申はるものあり

一口書を一言限り短く取るべし了簡書上の節抜指を自由とあるもの

あり長き口書の内よと有て害あることも有るものあり

一口書を都て静ふ何遍も讀み関りせ又と手は渡し自身は讀むを熟と

心得せし上より印形を取らばし調印済の口書を公夏人の手は後し

見せはじきことあり

一初訴答と熟覽して公事の發を考ふること專一あり内澄は右の事を

争ひあはる表向を左と重んずるやうに云ひまのし表裏を以て勝ると

る公事も有るものありを心得べし都て發を知ると吟味はかゝるを

心迷ふものあり

一右の事を関んと思つ左の事は准問問直は右の事を向へて有体は申

さぬものあり是れは處を以て心傳心言語は演ううよりく工夫はたぐ

まことあり

一口書を初は理を詰め吟味してを公夏人も用心して有体は云ひぬをの

あはれを初日あごと先差別をゆるめて公夏人の申をゆり口書をく

登し扱一日取し口書を其夜よりよく調べて意果合を考味し口にお

違ふ處又不審ある處を頭書しして翌日の吟味は問ふべし併し吟味

の等より一兩日経て問ふ類も有りべし

一理を持たざる辯足らばる本理を言ひ得ざること有り

又辨は任せ理なきことも理はたぐり云はれし謂もなきことあり横合

の理を付するもの有り是れをよしく関分ること肝要あり

一都て公文出入と筋道はるものあり此理を明らかにせ迷ひぬを

是れ達辨の者と理なきことより理を附け又を数年公夏馴て功者あり

とるたりうらうらの手なき者を差別の入るきとありは處を横道へ走ら

追て吟味をるときは狐は魅はるゝ如く本道を外にあり脇道へ引込を
途方と失ふて理に迷ふことありをの余りやうの類を其公更の本体
ととら近も取逃さば仮令横道へ移らんとするとも脇へ行せぬ杖葉の
事を別段に問くべし此方より尋ねる公更の本道と申すべき旨
察当と打込を尋ねば杖葉は拘るを遂に公更の本体を取失ひ心中
朦朧として本理を見付兼べし心得るべき第一あり
一論所は於て境を極ること決して致さぬしく非は双方の理非辨別する
ソへども何を非何を理と申儀仮初より云ふ内じきことあり善惡
とも裁許の上を極るあり裁許なきは吟味後又理非を申てハ殊
の外害あると多し

一論所へ杭を打て傍示杭の目と付此杭の内墨引の見通しはあつべき
杭ありば見初杭終りの杭の入りべき杭を方角を以て所へ繋ぎ
妙き仮令抜きしを右繋ぎ杭の方角して杭を打し場所知まらぬ
よむし扱へば併し是れ改めざるを名主百姓心付とすも
べきより尤も知まらぬやうは行がとて撃くべし此方より仕立る
繪図より番杭を記し了簡書より何番杭より何番へ見通し境筋と見え
へは趣書より吟味語を右の通り墨引裁許仰せ付らるる儀系
て亦地形高低あど入ることありを地上何天と定め是れ立木盛付
置べし勿論もて手帳に記し持参し繪図より目印を以てし扱へあり
一第一腹を立怒ることよりし怒るハ私あり只公道を以て吟味を
遂げ利害得失を説き聞かす理に伏せらるる取手は仮初より惡口雜

言をいふ言葉と正し威儀を嚴うし其不届を糾まべし又大声を
 發せん常は双方へ同じやうは言葉をつうぐし優劣ありてを以て先
 方氣を廻し惡意を扱むるあり右の心得よくして私の怒を發し惡
 口雜言ホをまねを自分百姓の相手のやうにあり恨を受るるあり自
 分を双方の理非を糾し吟味する役人あり若し不届ありて官の大法を
 以て取行ふべし然るときを笑ひあざむも識しむること自由あり併し
 こゝろをどとを親とまぐるを何れに心得なきことあり

言葉は權柄のときを百姓の心安うし因て吟味のとき事毎に用心し
 て跡先を考へ申すを付^{シツ}虚と速うし今を兼るるあり靈も前後の
 志ありよく云へを吟味は骨の折るるあり和らう問ひうけを勝
 り乘りゆるるもゆるるをゆを云ひ出其内は虚実自然とゆいり

りのあり

一 不誥あること何れをばとて早速その座より始終と極ること何れべの
 を矢張云ひるありふいをして口書と恐めいりりも取置て其口上の
 差ひと改め向とかくまは二句のひりけぬものあり其乃に至て極むべし左
 おくして其座はあわく察当と打込を直は吟味をれを程又よきやうに
 言ひ廻し遂に捕へ処を失ふやうにありあるものあり達辯の者又言語は巧
 るあるものをと別て何れをのあり

一人各心と形と格別あるもの多し面体柔和しを内心奸しきり表相
 正直に見へて心は惡巧を深きものあり又面体一物ゆるやうに見へて
 心正直あるものあり公事人の内よと右のゆいりりも何れのことあり
 依て人情は拘りて事と處るときを面体よくよくぬるの申はと

と善まかりよのときまゝに悪相あるをのし申ことを正しきことなり
 まかりよの関のまゝあり後人たるものを只此境とよく心得べし古
 語云其善と愛しと其人と愛せば其惡とよくしと其人と惡しと人
 間一生の内善惡甚極る系きゆへ一途は其人を惡まことなり定め
 らるは今日より心と改るときを今日よりの善人あり今日を善人ふ
 まども令より惡事をなす及ぶと則ち今日より惡人あり然るに善惡
 と事よりて人より公事と関るときは此心得とをりて只其人より
 拘りて理非目と付ること肝要あり
 一 追て入用は立つる品を前より同書に書き載せ附命を取り取へし
 定のの外差図ある品を勘定より立ること成り難し依て右一件は付入用
 の品に積り立中清書と以て掛り勘定衆へ内見より入差図の上出を乞

し

右用掛りの役人心得たることの大既と茲に記を尚此他種に心得あり
 べきことありとよく考察ありし
 一 論外ニヶ所も三ヶ所も申し付らる先より先へ相越し渡海を乞ま場所
 何れぞ出立前は同の場へし若し右の程相知るは行がく其のついで
 用先より飛脚を以て伺ふべし尤も初發は場所を尋ぬるを海を渡る
 場所を聞きまきより右逗留中も伺ふべし其文言より何国何郡何村
 より何所へ渡海舟路幾十里程陸路幾十里に坐の間渡海道法格別近
 市坐のついで可仕裁の旨を伺ふべし伺ひあつて渡海を法度あり
 こねを印章書物吟味書物所持するはゆへあり陸路遠くねど出入用
 お掛りしは付両格伺ふあり

樹正地方法論集 卷之十一 二十九

一とて関西の出入と寺社掛りあり
 一見分手代関を越せど三人扶持五割増下りる但し検見以後雇手代を五
 十俵月割の積は勘定立と三人扶持五割増をふし

東京 大月忠興 補訂

校正地方落穂集卷之十一 畢

校正地方落穂集卷之十二

目錄

- 一 大切の囚人江戸へ召連る事 ○囚人召連し役人先觸并江戸着心得の事
- 一 大切の囚人手鎖掛様の事
- 一 當人吟味心得の事
- 一 手負死人見分の節 嗅氣と受ゆる仕方の事
- 一 大切の科人病成の節 塩詰仕方の事 ○遠方へ遣はし獄門首持様の事
- 一 手負其外 変成の者 取置の事 ○首鑑見心得の事
- 一 一人を殺し立退し者の事
- 一 百姓出入内消は付消口證父の事
- 一 内消致し善と惡と有る事

- 一 牢舎申付られし者牢屋へ連行手代心得の事
- 一 道中筋倒れ者爰火の首届の事
- 一 傳馬宿出火の節心得の事 ○ 在方出火往進心得の事
- 一 欠落せし奉公人先こゝて惡事仕出せし節の事
- 一 盜賊せし者仕置品有る事
- 一 料所私領出入り付料所百姓奉行所へ出し節の事
- 一 仕置者有之節心得の事 ○ 拷問の事
- 一 誤證久以来相成りたる事
- 一 社寺の面々取討ひ心得の事

校正地方落穂集卷之十二 畢

校正地方落穂集卷之十二

信陽 東條耕子蔵 校

○ 大切の囚人江戸へ召連事

一人と殺せし者其外大切の囚人と道中召連事なるを老中の証又相渡り然れ共本紙を代官へ差置り又ハ時宜は寄箱に入包りて役人の襟に掛け写しを以て宿へと通行する事あり 諸武士あるハ駕籠乗物に入戸前ニ錠と知り青網を掛り網ハ下より上へ廻し上りて苗べし囚人ハ羽搦あり但し身分の格は寄品有べし百姓町人ハ目箆入る目箆を高三尺より作り琉球庭にて裏を前を合せ前よりごき穴とて親杖一入程の孔を明け下の臺を丈夫より板を張り大小便の扱は落し

穴を明け内よと柱と一本立其柱に囚人と繋ぐあり囚人の手鎖を掛足
 日羈を打口よと管くり人させ後よと無ふあり是を舌をく通し
 と含ませ食事とる時を囚人は附添ふ役人立合て諸更念と入べし尤
 も老中の証文は道中宿まると囚人斗は食を喰せし様まるとの文言あり
 て宿への役は勤る事あり但し箇所の囚人は粥を喰まべし右証文の
 写しは宿に向屋へ見せ人馬并囚人食事の差因とし泊り宿まるとの宿
 役人共と呼寄せ囚人と預け置証文を取り番人を厳重に付させ役人
 共よも詰させ宿ま火の用心厳しく申付若し急火の節に立退場への手
 段直心掛宿役人共よ申付囲締りふくく差因をべし

○囚人召連し役人先觸并は江戸着心得の事

一囚人と召連し節は先觸と出し道中里数の考を以て幾日何時頃江戸

着の趣を以て別紙に認め先觸は添へ屋敷へ遣まべし在り候は屋敷に
 り役人出迎ひ囚人の着と見掛ると直に掛り奉行へ罷越誰又配所何因
 何郡何村何の囚人何の誰遣付是迄召連罷越の旨玄関帳面の侍を以て
 用人浦を申入る候り

一囚人と召連し時ハ江戸へハツ時少し前より着たる様は心掛べし在り候
 ば彼是より内退出の制限は成都合宜きあり其心得あく違ひ着し夜に
 入を自分の屋敷に入置夜番と附明朝登城前より申上るより諸事不都
 合あり依て若し夜に入らばと思ひ江戸入口の宿場を止宿せし
 其趣を早く自分屋敷迄申通し明日江戸着の制限申合をべし借翌朝
 成随分早く出立し登城前より屋敷へ罷越べし早き分はよし又江戸入
 口迄余り早き着よあり見合せ居り退出の制限を計り出立をべし

一奉行屋敷迄通行の道筋見付門のりく同道の手代先へ馳抜代官誰支
 配何國何郡何村何の囚人手鎖して目籠へ入何奉行必へ何の誰と連罷
 通り小間門の中通しあはるべく昔お断り通行をるあり又奉行屋敷よ
 り牢屋へ通行の節掛りより門番へ断りて通り
 一奉行屋敷へ囚人々召連し節ハ先門内へハ入を長屋へ引添へ籠を下置
 先達て罷越せし手代其外召連し者守り置玄関へ上り小間囚人只
 今忝着仕小段用人迄申達し手前手鎖して召連小間手鎖を外し腰繩は
 て西白洲へ差出し申べく裁の旨お伺ひ其上として用人差圖次第取計
 ふあり備用人の差圖は籠の傍門内へ昇入籠より出し羈口合と取
 差圖の通よりして出さべし召連し手代ハ旅裝束のゆりて出白洲は於
 て奉行より命がらるる儀も有りて囚人ハ吟味の内入牢仰せ付らる

昔申渡され人々差添へ牢屋へ遣をる尤も道中手代も同道被し外の
 者ハ出迎の手代召連屋敷へ歸り夫々旅宿へ遣さるるあり
 一掛り奉行より石出帶カへ書付遣はる此書付ハ囚人差添は来りし家
 来持泰も手代ハ渡し済し上の屋敷へ取る是ハ屋敷よりの差圖を路
 次の警固をるの也帶刀方より囚人受取の書付出る是ハ奉行より
 書付持泰の者受取て既あり
 一右体の囚人ハ限らば手前手鎖を掛奉行へ召連し節ハ白洲の口と外
 し腰繩より出さるるあり左をれハ奉行方より別段手鎖を掛牢屋へ送る也
 代官方よりハ手鎖手封をるの繩を用ゆるその伺の上よりいふ
 らぬとあり又手前手鎖を外し奉行へ出をハ奉行の前を憚る溜あふ
 し但し主殺し親殺し不孝者ハの重き科人を手鎖の傍腰繩より出さる

し是に至て大切の囚人あり故也然共前方用人へ関合の上ありべし

○大切の囚人手鎖掛格の事

一大切の囚人へ手鎖を掛るは着服の外を掛べし常の手鎖人の如く懐中を掛る時ハ手鎖を胸を打自殺するをけり至て大切の科人の様と手鎖をばし胸を打事あるは何れも用心の為あり

○當人吟味心得の事

一仮令ハ大勢集りし場にて喧嘩の上乱棒と人々を打癒付し又を其座りて打殺せし或ハ拔身と以て数人切合し節誰切殺せしとも分り難く只大勢と相手知難きふどりの時手負死人ハ見分の為罷越ハ先づ近邊より常の旅人の体にて酒店ふど休と又何となく風関の格子を弄ね又馬方ふどに軽く向掛承るべし大抵有体知れ又吟味の手掛り

成下自然と再入るあり又其村に入ても差と事敷王ふき体にて是を埒もふき喧嘩の致し格殺去りても誰が初め打擲せしやらんふど事もあひは軽く例を斗らぬ初めは打掛りし者知れ有都む格の類ハ棒或ハ刃物ととも初手は打掛りし者解死人は定る法あり譬へ後打し者が殺せしよせよ是ハ解死人は立を速島を消又手負人死むとも初手と掛し者相手は取法あり

○手負死人見分の節嗅氣を受ゆる事

一手負又ハ死人ハ見分は行く時ハ其場は到るあは目鼻耳ハ一唾と塗まが嗅氣を受ゆる又役人を丁子油と印籠は用意をばし是亦右の箇外へ塗まが嗅氣を嗅ゆるあり

○大切の科人病死の時塩詰は方の事

一死人塩詰の仕方ハ自分と手を掛る事ハ何れも秘共役人ある者ハ心得
るべき事あり此仕方夏秋あつた稲の葉春冬あつた藁のさへを内
塩と入せ折返し死人の鼻孔両耳口臍肛門ホへ緊と差込と両方の脇の
下へ塩を詰入物の下へ塩を厚く置其上へ右の死人を置上より塩
と詰るあり尤も渡り塩ハ血交りて宜しう新き塩を以て詰べし右
稻の葉を用る事ハ秘事あり大方此法と知らん此の如くを秘日
立てり腐まじ尤も見分の時ハ残らばよく取らるる事あり

○遠方へ遣りて獄門首持柵の事

一遠方へ遣りて獄門首ハ随分念を入む事ハ皮肉の間は虫を生じ皮を
破り腐るあり此持柵を切口は頭へ通りたる大なる孔あり又前の方
二筋細き孔あり然るに切口を返り右の孔知難き事あり是を

よく見出し柳の枝を細末より削り其孔より挿込し其孔お応に青稻の葉
の藁のさへを内へ塩を入せ其孔へ随分深くまきりと差込し鼻孔の孔
へも石の如く差込し桶を入せ上下とも塩を詰り持あり併し是を表立
けり後より又上酒を浸し持りし首桶ハ大方新き手桶の手を切て
用ひ蓋を以て琉球筵を包とれと立ちあり

○手負其外愛死の者取置の事

一手負愛死の者ホと都て其時の姿を改む其身其傍に土葬する法あり
尤も髪を剃りあり

○首縊見分心得の事

一首を縊りお果し者ハ何方より縊りあり共見分降ざる内ハ下りたる法
あり若し死して間より下せざる常の死人の通りたる少しも異なる事

一 首を縊て死せし者を眼中と口中より心へ付べし 實は首を縊しと眼晴上へ
 見るが如く舌を下齒へ付る也 一夜も我を時を舌より付し齒へ黒く跟
 の付るのよしと青鬚と出さる
 一 首を縊見分口書は口中迄お改めぬ 処首を縊し約をふきと云とて書裁べし
 一 首を縊て死せし者未だ暖まらざるは其後より下よりそと臺よりそと立せ足
 の爪先より段々操上げ下へ却し裾よりより操上まを息出るとより右
 指の首を縊ても早速は繩を切放しをを生ずるあり 是れを自分より受
 し者ふはを格別他所の者より指子知るる者と蘇生しりてを却てむ
 づりし事とゆふも也 勘辨はるべし
 一 縊殺せし上首を縊の指は指へるをも舌上齒へ付眼晴下と見るが如く又

一 口書の儀行方知るる者往還又ハ宮森ふくを首を縊りし時ハ村役人ハ
 申さる及ぶハ百姓共の内より見知り我の旨吟味とふし見知り申
 さば其趣を書付并ハ幾日何時誰見付し我の旨を尋ね初て見付し者
 を呼出しより指の儀を通り掛り見出せし我怪し儀見聞及びし我
 ふき我の旨委細問し口書を取べし勿論変死の者懐中所持の品書付
 かの有無お改め村方より取し口書は書裁べし年齒衣冠の儀を先
 達の注進書は有とつ共見分の上取り口書は是亦記さべし然し吟
 味の上怪し儀ふく余々自分首を縊しは約をふくハ口書取揃へ首を縊り場
 所委細繪圖は認め早々屋敷へ遣はし代官の下知を受取片付後ハ
 まべし取片付の仕方札の立方ハ倒置者の条より

并に扱の次第決着の締り小巨細文言にお認め双方扱人共の印形はし
同格に三通認の双方へ一通充扱人へ一通所持はるべきなり都て甲
乙と申立を済り扱ひあり依て後所へ取り証文は扱の巨細を書せ以
来の締り小巨細を取べし文言左の通り

差上申證文の事

一何国何郡何村名主誰同村百姓村方何の儀に付出入又及び此訴へ申
上り又付名主方へ返答書仰せ付られ双方の吟味又及びるべくは私
共近村の儀故内より取扱申度旨奉願い付右出入の下下難有存
じ奉り依て双方存寄の意味承り彼是異見を加へ私共立合何の相
調双方得心の上和談仕り右出入の後ハ勿論以来何の儀極め双方并
に共名印形お裁り取替せ証文三通お認め双方へ一通ツ、私共も一

通所持仕り右出入一件残らぬお済し申り然る上此度出入の後ハ申
及及び以来共右の付申訴訟が済しき儀双方共曾て申上回数方一
何の儀に付申分出出来はるべく右取替せ証文の表を以て私共何分
も將明申さるべく依て此度双方より差上の訴共願下り付下紅
下置受取奉り後日の為め扱済口証文差上申出依て如件

年号月日

何国何郡何村

扱人 誰 印

何国何郡何村

誰 印

何之誰様

中後所

右何村誰何村誰申上り通私共此度申訴へ申上り出入の後右兩人取扱
は付双方得心の上和談仕り以来の儀共申合せお互ひに取替せ証文之

同意を乞ふべし、身と心とを基あり

○定舎に御付の者牢屋へ召連れ手代心得の事
一牢舎人都て七ツ時過て牢屋へ召連行を扶持方出ざるをの故手代より
此囚人今日昼支度致し、又付支度申付らば、相致致音牢役人へ願
ひ遣さるべきあり、左ありて七ツ時過て扶持方出づる法あり

○道中筋倒れ者喪死の者届の事

一 道中筋に倒れ者又ハ喪死の者、節ハ見分を遂懐中并ハ衣服持物
年齒其外怪き夏の有無、追吟味致し倒れ居し場所、守下直書付宿場
りを其道中奉行へ陣屋より、其代官江戸屋敷へ即列注進せよ、然し
共之を陣屋より出てを彼是遅くあるより見分出役の者其場を於て
委細注進状お認め宿場より取し書付と一封に致し、別ハ江戸入口の宿

問屋へ添状を以て急注進の由申遣ハ、着次第早、江戸何方の代官誰
方へお届け賃銭受取べくお認め右書状共、其処の名主へお渡し其
宿の注進と一同遣さるべき也、扱代官より右書状被見の上注進の趣を
早速お認め道中奉行と勘定奉行へ一通充差出さるべし、右決着の上三日
お曝し其所へ土葬せよとあり

○江傳馬宿出火の節心得の事

一 支配所の内傳馬宿、ろくろ煎て宿中両側町外、近方角并ハ一間毎、奥
行本陣問屋場馬役歩致茶屋泊屋商人職人空地立、亦ハ近委しく認め且
町幅長共見分格、繪圖に記し、并ハ町表屋敷付の分田畑堀溝町道野
道又右一軒毎の町屋敷表田の間敷家居の坪数土蔵に至る迄細うに記
し陳屋、一通江戸役所、一通ツ、置置べし是を出火又ハ捕方其外喪

事の節ハ吟味の便ヨリ其外萬事ハ付大ニ便宜シ
一傳馬宿出火の節陣屋近ク多クハ早速駈付入夫ト下知シテ防グベシ又
程遠キ所ヨリ注進ノ見分ノ為罷越シ火元ト吟味シ於燒家數入馬
怪我ハの有無及居燒跡ヲ繪圖ニ記シ馬役何軒歩役何軒又本陣屋燒失
タレバ其趣委細ニ改メ即刻宿次ト以テ向屋方ヨリ道中奉行ニ注進申
上ベキ旨申付手代ヨリも代官ニ注進状ヲ認メ并ニ繪圖書付ホニ添ヘ
早速飛脚差出スルニ尤刻限里數ヲ考ヘ代官ニ注進道中奉行ヨリ先
ニお届ク好心掛ベシ

○在方出火注進心得の事

在方出火の節燒失十軒内ハ勘定所ニ注進ニ及リ代官ヲ熟ク吟味
ト遂ゲ書付取置テ十軒以上ト吟味の上注進申上ル尤吟味の節取

繪圖書付ハ名主組頭百姓代の印形ヲ取注進状ニ添上ラズ
一右吟味の美ハ火の出シ場所并ニ風の方角昼夜の刻限防ぎ方の次第防
ぎ兼シ誤遂ニ大火ニ及ビシ次第其外右出火ニ付怪事ノ有無及吟
味ト遂ゲ書付取ベシ

○欠落せし奉公人先々トて惡更仕出しの節の事

一家来欠落せし自家ト人代ト取シ以後右欠落人外トて惡事トナシ
主人の名ト名乗仕置テ人主清人ハ過料仰せ付ラレシ節も先主
人を構ひテ并ニ牢屋出會ヨリ出テテ併シ過料錢受取テ納む
キ音仰せ付ラズ候モ有テ然ル時ハ右清人主人主町方ホレト町奉行
ヘお願ひ右町方ヨリ日限証文を取ベシ左ホレトハ長引ホレトあり過
料ハ三日の内ニ納ル法あり

○盗と致せし者内仕置は品物事

一盗人内仕置の儀大抵死罪多れ共内後ハ人家へ忍び入或ハ土臺ふどを破り盗と取し類ハ巧とての事又付金高雜物の多少由らん死罪あり又手元有し品を巧し事もあく風と少々の物と盗と取し類ハ入墨の上追放多し右の趣享保年中仰せ出されしあり

○料所私領出入又付料所百姓奉行所へ出し節の事

一支配所百姓私領の百姓と出入致し奉行所へ願出度音願出し時ハ出入の音趣一通りお尋ね差出とまき出入ふれを月番公定方勘定奉行へ代官より裏判遣ハされ下ハ格仕度音添状認め手代又持せ遣と用人右右の書状と渡し口上申入百姓の出べき日限と伺ひ来る其後百姓出る節ハ手代ハ出るより及り

○内仕置者の節心得の事

仕置者取行ふ節ハ定め除日と心掛違憲りるべし除日の夏前又出を支配所より重罪と犯せし者ハ吟味の内陣屋付の牢へ入置代官へ注進申遣と公し尤も代官より公定方勘定奉行へ届けたり遠国ふとい直に代官へ吟味命せりるるも其節罪人口強くと陳謝致し有体又申出る節ハ伺の上拷問仰せ付らるるも其節又罪科極くし節支配所へ於て死罪仰せ付らるるも然る時ハ陳屋より右検使とて出張とあり其心得左の如し
一仕置場の儀ハ前々仕置取行ひし場所牢屋近邊又ハ村末より有し其先例より其例に仕せ若し場所なき時ハ河原或ハ物捨場へ行ふべし又斬手ハ支配所の内より或ハ近邊に非人小屋より申遣ハし切手の

非人ヒニンと召呼シヨウコべし但し切手キツテは刀持カタテ泰チと云イまき柵サシ申遣マシタを方カタらし左サあへし
 て此方コノカタより刀カタを貸遣カシタせども其刀カタは非人ヒニン持飯モチイあり九刀持クノカタ泰チと云イまき柵サシ
 刀代カタノカと云イまき非人ヒニンへ金三百匹程遣ヒキホドと云イまき柵サシ
 一 首斬クビキリ検使ケンシは羅越ワカクを節道セツドウ中ナカより其俵マの装束セウソクあり又陣屋チンヤより出る時
 一 野袴ノハカマ羽織ハオリあり又外ソトより目付メツケと云イまき副検使ソウケンシ一人何ナニも足輕アサヒと云イまき連ツラシを板イタ匣ハコ
 突棒ツバサ杖サス首カブ俣ヒと持モと云イまき柵サシ
 一 陣屋元チンヤノヘの牢ラウへ罪人ザイジン入置イリカは足輕アサヒと云イまき遣タはし切手キツテと云イまき以て牢番ラウバン又戸ドを明アカきせ
 牢内ラウノウチより繩ナハを掛カ後アト所トコロの白洲シラスへ召出メシタし仕置シヅメの趣申ソウシン渡し一先牢ヒツツへ飯イと云イまき也
 夫ソノより検使ケンシの者牢屋ラウヤへ羅越ワカク其者ソノモノの名國ナクニ所トコロ小書付コガキツケより引合ヒキアせお尋ね其上ソノカミ
 して仕置場シヅメバへ引ヒせらるる但し役人ヤクジン共後衆キアトウと云イまき柵サシ
 一 仕置場シヅメバ所トコロに至いたらば右罪人サマシは切繩キツツ目隠メカクレ小を掛カ是コノは非人ヒニン取ヒキス居イる検使ケンシの

者モノは罪人ザイジンの向ムカ左サの方カタ副検使ソウケンシと同右ドウサマシの方カタ何ナニも罪人ザイジンより二間程ニマノハ隔ヘて扶サ
 匣ハコの横ヨコより腰コシを掛カり罪人ザイジンの真向マキより多オホく居イる柵サシは脇目ワキメと云イまき以て見ミ
 べし板イタ検使ケンシの者科書証文シカショウシヤウの字ジを懐中フクロより出し三足前ミアシより進イち中腰ナカヨシより居イ
 て讀ヨミ聞ミせ又三足後ミアシへ引ヒ去サり腰コシを掛カべし都て随分ズイブン氣キを静シズめ足の爪先ツメサキを
 見ミる心ココロより進イち退ヒくシと云イまき柵サシ
 一 右の時ミダシは科人シカジンの親オヤ共トモと呼寄ヨシヨセ置オキべし右科書ミダシノシカショウは讀終ヨミマフり上親ウヘノオヤ共トモ方カタへ
 遣タと云イまき都て箇柵カノサシの節セツは目鼻メナシ唇クハへ啖シと云イまき塗ヌり氣キを受ウケる柵サシは心掛ココロカべ
 しさねばと云イまき人の目メより掛カる柵サシはさるるハ耻ハジカしきと云イまきあり只心ココロを静シズくシと云イまき
 る王肝カンヨウ要ヨウあり首打クビウチし上ウヘをお仕廻シマフべき音申ネノマシ渡し陣屋チンヤへ引取ヒキあり
 ○ 拷問ガウモンの事
 一 拷問ガウモンを下知ゲダチふくくを自分ジブンよりあへる法ホウ也官カミは於オキて無差ムサと云イまき拷問ガウモン

有とふし惡事の証据慥々あるも白状又及びける者又ハ同類の者ハ
白状致せども当人白状致さば并ニ金銭の科ハ未だ決せざれども外ニ
惡事ハ何れ後分明ニお知ま夫の事ニても罪科ニ行はるべき者是ハ
類ハ拷問仰せ付らるる候あり但し差口斗りて証据なきハ拷問致さ
敷トあり拷問致さばし叶へば者ハ右の趣を以て伺ひ下知を受て
取行ふとあり

○誤証文以來不相成事

前々ハ吟味お誥り申分なき節ハ誤証文ふどり取りし義向有しとあり共
享保五年仰せ出されし趣ありて奉行所より出入ハ吟味の節口書の
内吟味誥仕れ処りて誤りハ云文言ハ遠慮を盡し一向申披き盡之と
め勿論誤証文ふどり取て決りて致さるしきあり

○社寺の面々取扱心得の事

社寺ハ支配遠く地方よりハ拘つらゆるとあり共百姓出入の内は
場所より社寺へ掛りし儀又ハ向合せホも有るも有るも百姓地所の
内の社寺を地方に付ての支配あり然共社寺ハ一分々々の位階有
るものあり其品は寄る會釈有べきあり

- 一 神職階級
大宮司 神宮司 神王 社家 祢宜
僧正 僧都 和尚 平僧
- 一 寺院階級

大概右の順ヨ心得取扱ふべし此外委々ハ職原ヨ知べし然共候令
位高き社寺よせよ吟味は於て速憲ゆるべし只言葉と慇懃よし
其罪を正しく其職を辱しめゆる存心掛べし

校正地方落穂集卷之十二畢

東京 大月忠興補訂

